

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。  
平成27年2月6日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範  
秋田県監査委員 中 田 潤  
秋田県監査委員 石 塚 博 史  
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄  
財 一 196  
平成26年11月28日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範  
秋田県監査委員 中 田 潤  
秋田県監査委員 石 塚 博 史  
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄  
様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成26年10月29日付け監委一457で通知のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙

| 監査課所名  | 税務課     | 監査年月日 | 平成26年10月15日 |
|--|---------|-------|-------------|
| <p>(指摘事項)<br/>県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、県税等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が1,745,957,213円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)<br/>未収金については、その縮減に向け努力しているところであり、平成26年10月末現在の過年度（平成24年度以前）及び平成25年度の未収金合計額は、前年同期に比べ、7.9%、171,076,575円減の1,990,499,535円となっております。</p> <p>今後とも未収金発生防止のため、納期内納税の勧奨や、コンビニ納税及び口座振替納税制度を積極的に広報することにより自主納税を推進してまいります。</p> <p>特に個人県民税については、県税に係る未収金合計額の約77%を占めていることから、徴収困難事案等につきまして、秋田県地方税滞納整理機構との連携を強化し、迅速かつ適切な滞納整理が行われるよう市町村に助言を行うとともに、共同催告や合同滞納整理など、市町村と協力した滞納整理に努めてまいります。</p> <p>また、平成26年6月からは、給与支払者の特別徴収の一斉実施を行うなど、市町村と協力して特別徴収の推進にも取り組んでいるところであります。</p> <p>個人県民税以外の県税等については、滞納発生後の早期着手を徹底するとともに、債権差押やタイヤロック、差押財産の公売など滞納の状況に応じた厳格かつ適正な滞納整理を行うことにより、未収金の縮減に努めてまいります。</p> |         |       |             |
| 監査課所名  | 観光戦略課   | 監査年月日 | 平成26年10月9日  |
| <p>(指摘事項)<br/>社会保険料（個人負担分）に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>(措置状況)<br/>平成25年度に発生した未収金72,321円については、電話や文書による督促等を行い回収に努めております。今後も、関係する地方公所への指導を行い、未収金の早期回収に努めてまいります。</p>  |         |       |             |
| 監査課所名  | スポーツ振興課 | 監査年月日 | 平成26年10月9日  |
| <p>(指摘事項)<br/>行政財産目的外使用料等に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努める</p>   |         |       |             |

こと。

(措置状況)

当該未収金の債務者である法人については、平成26年8月25日付けで破産手続の廃止が決定され、本債権に対する配当はないことが確定されております。また、同年9月30日に同法人の登記閉鎖を確認したため、同年10月29日付けで不納欠損処分を行っております。

今後は、このようなことが起こらないよう未収金の早期回収及び発生防止に努めてまいります。

監査課所名

福祉政策課

監査年月日

平成26年10月8日

(指摘事項)

生活保護費返還金等に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が43,448,404円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成25年度に新たに発生した未収金4,883,196円については、債務者への家庭訪問及び文書による督促や電話等による働きかけを行い、平成26年10月末までに340,241円を回収しております。また、過年度未収金43,448,404円については、平成26年10月末までに585,032円を回収しております。

今後とも債務者への納付指導を行うとともに、被保護者への収入申告義務や費用返還義務など制度の周知を図り、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名

障害福祉課

監査年月日

平成26年10月8日

(指摘事項)

児童保護費負担金に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が21,930,872円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成25年度に新規に発生した未収金229,200円については、文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行っております。

過年度の未収金21,930,872円については、本年10月末までに1,161,700円を回収しております。

今後とも、債務者への納付指導を行うとともに、措置決定時等において制度の周知を図るなど、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名

子育て支援課

監査年月日

平成26年10月8日

(指摘事項)

母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が135,455,623円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成25年度から繰越調定した収入未済額154,777,108円(過年度分135,455,623円及び現年度分19,321,485円)については、平成26年10月末までに一部納付を含め7,841,143円を回収しております。

特に未収金額の多い母子寡婦福祉資金と児童保護費負担金については、県の「重点対応債権」として平成27年度までの3年間にわたり計画的・抜本的・組織的に取り組むこととしております。平成26年度は、子育て支援課長が各公所を訪問して組織的取組を促しているほか、昨年度に引き続き全体のレベルアップを図るための研修会を開催する予定です。

未収金の発生防止の取組は債権により違いはありませんが、特に未収金の8割を占める母子寡婦福祉資金については、貸付時から借受者の償還意識の向上を繰り返し働きかけているほか、滞納初期に関係職員による家庭訪問、納入指導の迅速な実施に努めるなど、より一層徹底に努めます。

また、未納者に対しては、督促状の発出、文書による催告のほか、日頃から担当職員、母子自立支援員及び貸付償還指導員による家庭訪問や電話催告などを行うとともに、債権回収強化月間を設けて、滞納が長期に及んでいる世帯を中心に重点的訪問指導を行い、未収金の回収に取り組むとともに、債権整理を進めてまいります。

|   |       |       |            |
|---|-------|-------|------------|
| 監査課所名   | 健康推進課 | 監査年月日 | 平成26年10月8日 |
| <p>(指摘事項)<br/>未熟児等養育措置費に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>(措置状況)<br/>平成25年度に発生した未収金75,211円については、債権者への家庭訪問や電話等による働きかけを行い、平成26年10月末までに、13,069円を回収しております。<br/>今後とも、定期的に家庭訪問や電話等による働きかけを行うなど、未収金の早期回収及び発生防止に努めてまいります。</p>   |       |       |            |
| 監査課所名   | 医務薬事課 | 監査年月日 | 平成26年10月8日 |
| <p>(指摘事項)<br/>看護師等修学資金貸付金に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が78,049,918円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)<br/>看護師修学資金貸付金に係る未収金は、平成25年度に新たに発生した40,000円を含め2,445,618円となっておりますが、一部納付を含め平成26年10月末までに260,000円回収しております。<br/>今後とも債務者への電話等による働きかけを行い、未収金の早期回収及び発生防止に努めてまいります。<br/>また、公的医療機関等設備整備基金貸付金に係る過年度未収金73,704,668円については、平成26年10月末までに521,252円を回収しております。<br/>平成12年に民事訴訟法に基づく支払督促申立を行った結果、平成13年に債権差押命令が出され、現在まで債務者の給与から配当金として定期的に払い込みがなされております。<br/>今後とも債権管理を行い、回収に努めてまいります。</p> |       |       |            |
| 監査課所名   | 環境整備課 | 監査年月日 | 平成26年10月3日 |
| <p>(指摘事項)<br/>能代市の産廃処理場に係る行政代執行費用に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、能代市の産廃処理場に係る行政代執行費用等に係る過年度未収金について、残額が3,188,221,442円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)<br/>能代市の産廃処理場の行政代執行に係る未収金については、債権管理や原因者への費用請求、督促等を適正に実施することにより、その回収に努めているほか、今後も継続する水処理等の維持管理対策の効率的な実施を図り、新たに発生する行政代執行費用の縮減に努めてまいります。<br/>また、過年度の未収金については、引き続き債務者の資産調査などを行い、可能な限り回収に努めてまいります。</p>   |       |       |            |
| 監査課所名   | 農林政策課 | 監査年月日 | 平成26年10月6日 |
| <p>(指摘事項)<br/>交通事故示談金に係る過年度未収金について、その額が減少していないため、回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)<br/>交通事故示談金に係る過年度未収金330,000円については、電話、文書及び訪問による督促を実施しているもののいまだ全額の回収に至っておりません。<br/>今後も、引き続き電話、文書及び訪問による督促を実施し、回収に努めてまいります。</p>   |       |       |            |
| 監査課所名   | 農業経済課 | 監査年月日 | 平成26年10月6日 |
| <p>(指摘事項)<br/>林業・木材産業改善資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努</p>  |       |       |            |

めること。また、林業・木材産業改善資金貸付金等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が69,001,337円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成25年度に新たに発生した林業・木材産業改善資金の未収金1,995,000円については、債務者が平成25年7月18日に破産手続廃止の決定を受けたことから、連帯保証人に対して督促等を実施しております。

今後は、新たに未収金が発生しないよう、貸付時の適正な審査やその後の経営状況の把握に努めるほか、返済が滞った場合には、直ちに債務者に対して文書及び面談により督促を実施し、必要に応じて連帯保証人に対しても請求するなどして、早期回収に努めます。

林業・木材産業改善資金、農業改良資金及び農業振興対策資金の過年度未収金69,001,337円につきましては、一部納付を含め、平成26年10月末までに1,826,176円を回収したほか、1,933,000円を不納欠損処分しました。

今後とも、債務者に対して文書及び面談により返済催告を実施するほか、必要に応じて連帯保証人に対しても催告を実施し、一層の回収に努めます。

|       |       |       |             |
|-------|-------|-------|-------------|
| 監査課所名 | 産業政策課 | 監査年月日 | 平成26年10月14日 |
|-------|-------|-------|-------------|

(指摘事項)

中小企業設備導入助成資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が2,784,976,972円と多額であり、その回収に努めること。

(措置状況)

平成25年度に新たに発生した未収金76,522,910円については、債務者や連帯保証人に対して継続的な訪問督促を行い、早期回収に努めてまいります。

また、債務者からは、直近の決算書を徴し、その財務状況を確認した上で適宜訪問し、経営に関する情報提供、助言、運営診断等を行うことにより、今後の発生防止に努めてまいります。

過年度未収金2,784,976,972円については、一部納付を含め、平成26年10月末までに24,098,068円を回収しております。

今後とも、債務者や連帯保証人に対しては、継続的な訪問により面談を重ね、事業や生活の状況等の把握に努めながら、償還意欲を喚起してまいります。

特に、金融機関における納付に抵抗がある債務者等については、現金取扱員制度を活用した訪問回収により、引き続き定期的な回収を進めてまいります。

また、多額の延滞者は、早急な延滞解消が難しいことから、債務確認書を徴するとともに、償還計画書の提出を求めるなど、償還に対する意識の継続を図りながら、償還の確保に向けて継続的な分納を指導してまいります。なお、担保処分が有利と考えられる案件には、抵当権の実行も並行して検討してまいります。

|       |       |       |             |
|-------|-------|-------|-------------|
| 監査課所名 | 産業集積課 | 監査年月日 | 平成26年10月14日 |
|-------|-------|-------|-------------|

(指摘事項)

工業団地開発事業の財産貸付収入に対する延滞金の未収が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が3,018,674円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成25年度に新たに発生した未収金647,428円については、平成20年度貸付料の未収金完納により確定した延滞金ではありますが、債務者との話し合いによる納付計画に基づいて、早期回収に努めることとしております。

過年度未収金3,018,674円については、定期的に業況を確認しながら回収に努めてきており、平成26年10月末までに480,000円を回収し、残額は2,538,674円となっております。

今後も面談等を継続しながら、回収に一層努めてまいります。

|       |      |       |            |
|-------|------|-------|------------|
| 監査課所名 | 下水道課 | 監査年月日 | 平成26年10月7日 |
|-------|------|-------|------------|

(指摘事項)

十和田湖公共下水道使用料に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

(措置状況)

平成25年度に新たに発生した下水道使用料未収金は、2件20,694円となっておりますが、未納者に対し訪問等による催告を行った結果、平成26年10月3日までに、未収金の全額を回収いたしました。  
今後も、未収金の発生防止に努めてまいります。

|   |              |       |             |
|---|--------------|-------|-------------|
| 監査課所名   | 港湾空港課        | 監査年月日 | 平成26年10月7日  |
| <p>(指摘事項)<br/>港湾施設内における油送施設撤去のための行政代執行費用等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が18,032,842円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)<br/>行政代執行費用の過年度未収金16,285,500円については、債務者の所有する不動産に対し、行政代執行法に基づく参加差押処分を行っており、今後も継続して債権の回収に努めてまいります。<br/>港湾使用料の過年度未収金1,747,342円については、平成26年10月末までに153,000円を回収し、未収金額は1,594,342円となっております。<br/>未収残額のうち440,342円については、債務者が破産し、裁判所が異時廃止を行ったことから、今年度内に不納欠損処分する予定です。<br/>残りの1,154,000円については、債務者が事業を休止し事業を再開する見込みがないため、資産状況を引き続き調査し、その価額が債権額に満たない場合は、今年度内にも滞納処分の停止手続きを行うこととしております。</p>   |              |       |             |
| 監査課所名   | 建築住宅課        | 監査年月日 | 平成26年10月7日  |
| <p>(指摘事項)<br/>県営住宅使用料等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、県営住宅使用料等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が31,204,607円と多額であり、その回収に努めること。</p> <p>(措置状況)<br/>平成25年度新たに発生した県営住宅使用料等の未収金1,582,400円については、督促や分割弁済の確約を取り交わす等により、平成26年10月末現在で748,400円を回収しております。<br/>また、過年度未収金31,204,607円についても、平成26年10月末現在で、2,201,500円を回収しております。<br/>今後も、弁済計画に遅れが生じないように督促を励行するとともに、滞納原因に応じた措置を講ずるなど、未収金の計画的な回収に努めてまいります。<br/>新たな未収金発生防止策としては、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置(生活保護や多重債務整理等制度の紹介)を講ずることにより、滞納の発生防止を図っており、引き続き実施してまいります。</p> |              |       |             |
| 監査課所名   | 財産活用課        | 監査年月日 | 平成26年10月10日 |
| <p>(指摘事項)<br/>土地貸付収入等に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、土地貸付収入等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が1,951,592円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)<br/>平成25年度に新たに発生した未収金404,439円については、平成26年10月末までに220,169円を回収しております。<br/>また、過年度未収金1,951,592円についても平成26年10月末までに1,117,106円を回収しております。<br/>これら未収金については、債務者に対し定期的な電話連絡による状況確認を行いながら、臨戸による一括又は分割徴収に努めておりますが、今後も未収金の早期回収及び発生防止に努力してまいります。</p>   |              |       |             |
| 監査課所名   | 鹿角地域振興局(建設部) | 監査年月日 | 平成26年8月20日  |
| <p>(指摘事項)<br/>下水道事業使用料に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p>   |              |       |             |

|   |                   |       |            |
|---|-------------------|-------|------------|
| <p>(措置状況)</p> <p>平成25年度に新たに発生した下水道使用料未収金は、2件20,694円となっておりますが、未納者に対し訪問等による催告を行った結果、平成26年10月3日までに、未収金の全額を回収いたしました。</p> <p>今後も、未収金の発生防止に努めてまいります。</p>  |                   |       |            |
| 監査課所名   | 北秋田地域振興局（大館福祉環境部） | 監査年月日 | 平成26年8月21日 |
| <p>(指摘事項)</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が12,359,498円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>平成25年度に新たに発生した母子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金1,917,945円については、平成26年10月末までに一部納付を含め577,210円を回収しております。</p> <p>また、過年度未収金12,359,498円については、同月末までに母子寡婦福祉資金貸付金に係るものを1,181,958円、生活保護費返還金等に係るものを117,032円回収しております。</p> <p>未収金については、今後とも電話や面談等により未納者の生活状況や納付状況を把握し、経済的自立支援と一体化したきめ細かな納入指導を行い、早期回収に努めてまいります。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>破砕業の許可申請手数料について、収入科目を使用済自動車関係手数料とすべきものを、廃棄物関係手数料としているため、今後は適切な処理をすること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>平成26年度より、取り扱った手数料収入全体に係る一覧表を月ごとに作成し、内容の漏れや項目誤りがないかの確認を徹底することとしたほか、担当が作成した帳票類についての内容確認については、二重チェック体制を徹底するなどにより、手数料収入事務の適正実施に努めてまいります。</p> |                   |       |            |
| 監査課所名   | 北秋田地域振興局（建設部）     | 監査年月日 | 平成26年8月21日 |
| <p>(指摘事項)</p> <p>県営住宅使用料に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>今回新たに発生した県営住宅使用料の未収金185,800円については、平成26年10月末までに56,300円を回収しております。引き続き誓約書及び納入計画書による分割弁済により回収に努めてまいります。</p> <p>また、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。</p>   |                   |       |            |
| 監査課所名   | 山本地域振興局（福祉環境部）    | 監査年月日 | 平成26年8月20日 |
| <p>(指摘事項)</p> <p>生活保護費返還金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が17,863,704円と多額であり、その回収に努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>平成25年度に新たに発生した未収金2,991,502円については、平成26年10月末までに一部納付を含め374,000円を回収しております。</p> <p>また、平成24年度から繰越調定した未収金17,863,704円については、平成26年10月末までに一部納付を含め840,153円を回収しております。</p> <p>今後、新たな未収金が発生しないように、督促手続を適切に履行し年度内の回収に努めるとともに、現在発生している未収金についても、書面や電話、自宅訪問等を行いながら早期回収に努力するほか、一括納付が不可能な債務者からは履行延期申請書の提出等による計画的な回収に努めてまいります。</p>   |                   |       |            |
| 監査課所名   | 山本地域振興局（建設部）      | 監査年月日 | 平成26年8月20日 |

|  |                |       |            |
|--|----------------|-------|------------|
| <p>(指摘事項)<br/>         県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、県営住宅使用料に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が1,432,600円と多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)<br/>         今回新たに発生した県営住宅使用料の未収金14,900円については、平成26年6月11日に全額回収しております。</p> <p>新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。</p> <p>県営住宅使用料に係る過年度未収金1,432,600円については、県営住宅家賃滞納対策事務処理要領に基づき継続的に督促を行っており、分割弁済等により平成26年10月末までに212,700円を回収しております。</p> <p>今後も、弁済計画に遅れが生じないように督促を励行するとともに、滞納原因に応じて措置を講ずるなど、過年度未収金の計画的な回収に努めてまいります。</p> |                |       |            |
| 監査課所名  | 秋田地域振興局（総務企画部） | 監査年月日 | 平成26年8月29日 |
| <p>(指摘事項)<br/>         社会保険料（個人負担分）に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>(措置状況)<br/>         平成25年度に発生した未収金72,321円については、電話や文書等による督促を行い回収に努めております。</p> <p>今後も、債務者に対して文書や訪問等による督促を行い、未収金の早期回収に努めてまいります。</p>  |                |       |            |
| 監査課所名  | 秋田地域振興局（福祉環境部） | 監査年月日 | 平成26年8月29日 |
| <p>(指摘事項)<br/>         母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、母子寡婦福祉資金貸付金等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が45,153,432円と多額であり、その回収に努めること。</p> <p>(措置状況)<br/>         平成25年度に新たに発生した未収金6,408,336円については、平成26年10月末日までに一部納付を含め632,734円を回収しております。今後は、定期的な償還指導を徹底し、未収金の発生防止とその回収に努めます。</p> <p>過年度未収金45,153,432円については、平成26年10月末日までに一部納付を含め1,883,865円を回収しております。今後とも未収金の早期回収に一層努めます。</p>  |                |       |            |
| 監査課所名  | 秋田地域振興局（農林部）   | 監査年月日 | 平成26年8月29日 |
| <p>(指摘事項)<br/>         交通事故示談金に係る過年度未収金について、その額が減少していないため、回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)<br/>         交通事故示談金に係る過年度未収金330,000円については、電話、文書及び訪問による督促を実施しているもののいまだ全額の回収に至っておりません。</p> <p>今後も、引き続き電話、文書及び訪問による督促を実施し、回収に努めてまいります。</p>   |                |       |            |
| 監査課所名  | 秋田地域振興局（建設部）   | 監査年月日 | 平成26年8月29日 |
| <p>(指摘事項)<br/>         県営住宅使用料に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が28,545,207円と多額であり、その回収に一層努めること。</p>   |                |       |            |

(措置状況)

今回新たに発生した県営住宅使用料の未収金714,400円については、平成26年10月末までに229,200円を回収しております。今後も、引き続き督促を励行し債権の回収に努めてまいります。

また、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。

県営住宅使用料に係る過年度未収金28,545,207円については、県営住宅家賃滞納対策事務処理要領に基づき継続的に督促を行っており、分割弁済等により平成26年10月末までに1,780,900円を回収しております。

今後も、弁済計画に遅れが生じないよう督促を励行するとともに、滞納原因に応じて措置を講ずるなど、過年度未収金の計画的な回収に努めてまいります。

|   |                |       |            |
|---|----------------|-------|------------|
| 監査課所名   | 仙北地域振興局（福祉環境部） | 監査年月日 | 平成26年8月29日 |
| (指摘事項)<br>未熟児等養育措置費に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。<br>(措置状況)<br>平成25年度に発生した未収金75,211円については、債権者への家庭訪問や電話等による働きかけを行い、平成26年10月末までに、13,069円を回収しております。<br>今後とも、定期的に家庭訪問や電話等による働きかけを行うなど、未収金の早期回収及び発生防止に努めてまいります。   |                |       |            |
| 監査課所名   | 平鹿地域振興局（福祉環境部） | 監査年月日 | 平成26年8月26日 |
| (指摘事項)<br>生活保護費返還金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。<br>また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が72,684,287円と多額であり、その回収に努めること。<br>(措置状況)<br>平成25年度に発生した未収金9,066,473円については、平成26年10月末までに、一部納付を含め496,421円を回収しております。今後とも、返納発生時及び貸付決定時には十分な指導及び審査を行うとともに、未納者との面談や電話による働きかけを行い、生活状況を把握しながら未収金の早期回収及び発生防止に一層努めてまいります。<br>また、過年度未収金72,684,287円については、平成26年10月末までに、一部納付を含め1,603,644円を回収しております。今後とも、未納者との面談や電話による働きかけを行い、生活状況を把握しながら未収金の回収に一層努めてまいります。 |                |       |            |
| 監査課所名   | 平鹿地域振興局（建設部）   | 監査年月日 | 平成26年8月26日 |
| (指摘事項)<br>県営住宅使用料等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。<br>(措置状況)<br>今回新たに発生した県営住宅使用料等の未収金667,300円については、平成26年10月末までに448,000円を回収し、残り219,300円については誓約書及び納入計画書作成による分割弁済により回収に努めております。<br>また、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。   |                |       |            |
| 監査課所名   | 総合県税事務所        | 監査年月日 | 平成26年8月29日 |
| (指摘事項)<br>県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、県税等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が1,745,957,213円と多額であり、その回収に一層努めること。  |                |       |            |



(措置状況)

未収金については、その縮減に向け努力しているところであり、平成26年10月末現在の過年度（平成24年度以前）及び平成25年度の未収金合計額は、前年同期に比べ、7.9%、171,076,575円減の1,990,499,535円となっております。

今後とも未収金発生防止のため、納期内納税の勧奨や、コンビニ納税及び口座振替納税制度を積極的に広報することにより自主納税を推進してまいります。

特に個人県民税については、県税に係る未収金合計額の約77%を占めていることから、徴収困難事案等につきまして、秋田県地方税滞納整理機構との連携を強化し、迅速かつ適切な滞納整理が行われるよう市町村に助言を行うとともに、共同催告や合同滞納整理など、市町村と協力した滞納整理に努めてまいります。

また、平成26年6月からは、給与支払者の特別徴収の一斉実施を行うなど、市町村と協力して特別徴収の推進にも取り組んでいるところであります。

個人県民税以外の県税等については、滞納発生後の早期着手を徹底するとともに、債権差押やタイヤロック、差押財産の公売など滞納の状況に応じた厳格かつ適正な滞納整理を行うことにより、未収金の縮減に努めてまいります。

|   |         |       |            |
|---|---------|-------|------------|
| 監査課所名   | 名古屋事務所  | 監査年月日 | 平成26年7月18日 |
| (指摘事項)<br>借上げ公舎に係る敷金返還金と家賃について、それぞれ全額を収入及び支出として処理すべきところ、相殺した差額を支出し、収入手続きを行っていないので、今後は適切に処理すること。   |         |       |            |
| (措置状況)<br>借上げ公舎の敷金返還に係る収入事務及び家賃に係る支出事務については、それぞれ全額での事務手続が必要であることを職員に改めて徹底し、今後は事務担当者、管理監督者の連携、確認を強化の上、秋田県財務規則に基づく適切な処理を行います。   |         |       |            |
| 監査課所名   | 北児童相談所  | 監査年月日 | 平成26年7月3日  |
| (指摘事項)<br>児童保護費に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金は、一部が回収・整理されているものの残額が6,329,840円と多額であり、その回収に一層努めること。  |         |       |            |
| (措置状況)<br>平成25年度から繰越調定した収入未済額6,757,040円（過年度繰越分6,329,840円及び現年度発生分427,200円）については、新たに実施した債務者の状況調査を踏まえ、個別に催告することにより未収金の回収に取り組んだ結果、平成26年10月末までに一部納付を含め102,980円を回収しております。     |         |       |            |
| また、日々債権保全対策を講じておりますが、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、債権整理を行ってまいります。   |         |       |            |
| 監査課所名   | 中央児童相談所 | 監査年月日 | 平成26年6月12日 |
| (指摘事項)<br>児童保護費等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金は、一部が回収されているものの、残額が31,571,536円と多額であり、その回収に一層努めること。  |         |       |            |
| (措置状況)<br>平成25年度から繰越調定した収入未済額34,004,016円（過年度繰越分31,571,536円及び現年度発生分2,432,570円）については、新たに実施した債務者の状況調査を踏まえ、個別に催告することにより未収金の回収に取り組んだ結果、平成26年10月末までに一部納付を含め582,250円を回収しております。 |         |       |            |
| また、日々債権保全対策を講じておりますが、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、債権整理を行ってまいります。   |         |       |            |
| 監査課所名   | 南児童相談所  | 監査年月日 | 平成26年7月3日  |

(指摘事項)

児童保護費等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、児童保護費等に係る過年度未収金は、一部が回収されているものの、残額が8,023,844円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成25年度から繰越調定した収入未済額8,539,924円(過年度繰越分8,023,844円及び現年度発生分516,080円)については、新たに実施した債務者の状況調査を踏まえ、個別に催告することにより未収金の回収に取り組んだ結果、平成26年10月末までに一部納付を含め1,216,050円を回収しております。

また、日々債権保全対策を講じておりますが、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、債権整理を行ってまいります。

|       |         |       |           |
|-------|---------|-------|-----------|
| 監査課所名 | 秋田港湾事務所 | 監査年月日 | 平成26年7月3日 |
|-------|---------|-------|-----------|

(指摘事項)

港湾施設用地使用料に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が1,747,342円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

港湾使用料の過年度未収金1,747,342円については、平成26年10月末までに153,000円を回収し、未収残額は1,594,342円となっております。

未収残額のうち440,342円については、債務者が破産し、裁判所が異時廃止を行ったことから、今年度内に不能欠損処分する予定です。

残りの1,154,000円については、債務者が事業を休止し事業を再開する見込みがないため、資産状況を引き続き調査し、その価額が債権額に満たない場合は、今年度内にも滞納処分の停止手続きを行うこととしております。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県公安委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成27年2月6日

秋田県監査委員 工藤嘉範  
秋田県監査委員 中田潤  
秋田県監査委員 石塚博史  
秋田県監査委員 中嶋定雄  
秋公委会第1号  
平成26年11月14日

秋田県監査委員 様

秋田県公安委員長

監査結果に基づき講じた措置について(通知)

平成26年10月29日付け監委-457で通知のあったみだしのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

|       |      |       |            |
|-------|------|-------|------------|
| 監査課所名 | 警察本部 | 監査年月日 | 平成26年10月7日 |
|-------|------|-------|------------|

(指摘事項)

放置違反金等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

(措置状況)

平成25年度に発生した放置違反金等に係る未収金は、28件443,979円でありましたが、平成26年10月末までに一部納付を含め、13件275,130円を回収しており、未収金は15件168,849円となっております。

今後も、訪問や文書による催促を継続し未収金の早期徴収に努めるほか、放置車両の利用者に対する車検拒否制度の周知徹底を図り、未収金の発生防止に努めてまいります。